

青梅市告示第132号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第19条第1項の規定により、青梅都市計画土地区画整理事業今井土地区画整理事業を決定したので、同法第20条第1項の規定により告示し、同条第2項の規定により縦覧に供する。

令和5年8月10日

青梅市長 浜 中 啓 一

都市計画の種類・名称	都市計画を定める土地の区域
青梅都市計画土地区画整理事業 今井土地区画整理事業	青梅市今井2丁目、今井4丁目および今井5丁目各地内

縦覧場所 東京都青梅市東青梅1丁目11番地の1
青梅市役所3階拠点整備部拠点整備課

以 上